



令和 7 年 10 月 17 日
鹿児島行政監視行政相談センター

災害時の特別行政相談活動に関する連携協定を締結 ～被災者支援の更なる充実を目指して～

総務省鹿児島行政監視行政相談センターは、地震、豪雨などにより大きな被害が発生した場合、被災者からの様々な相談に応じる特別行政相談所を開設します。
被災者の相談ニーズに円滑に対応するため、特別行政相談所への行政書士の派遣について、鹿児島県行政書士会と連携協定を締結しました。

- 1 締結日：令和 7 年 10 月 17 日（金）
 - 2 場 所：鹿児島港湾合同庁舎 共用大会議室
（鹿児島市浜町 2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎 5 階）
 - 3 出席者：鹿児島県行政書士会 会長 青手木 良次
鹿児島行政監視行政相談センター所長 高橋 寧
 - 4 連携事項：
 - 被災者の困りごとに対応するため、鹿児島行政監視行政相談センターが開設する特別行政相談所に、鹿児島県行政書士会が会員を派遣
 - 派遣された行政書士は、行政書士業務に係る被災者支援のための各種制度や行政上の手続に関する相談に対応
 - 鹿児島県行政書士会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力
- ※ 特別行政相談所では全ての相談に無料に対応



（連携協定書への署名）



（青手木会長）

（高橋所長）

担当：行政監視行政相談課
電話：099-224-3247（代表）
Mail：kagos30@soumu.go.jp

参 考

□ 行政相談とは

総務省の行政相談は、役所の仕事や手続、サービスに関するお困りごとについて、相談を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかしています。

□ 災害時の特別行政相談活動とは

総務省では、地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、以下のような「特別行政相談活動」を行っています。

- ・ 被災者への生活支援情報の提供（生活支援情報集（ガイドブック）を避難所等に配布）
- ・ 専用電話を備えた相談窓口の開設
- ・ 特別行政相談所の開設

総務省の出先機関である全国の管区行政評価局等は、令和 7 年 6 月 10 日付け内閣府告示第 97 号により、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 4 号の「指定地方行政機関」に位置付けられています。

□ これまでの主な特別行政相談活動

鹿児島行政監視行政相談センターは、これまで、以下のような災害における被災者の困りごとの解決を支援するため、生活支援情報集（ガイドブック）の作成、特別行政相談所の開設を行ってきました。

- 令和 7 年台風 12 号 ○ 令和 7 年 8 月 7 日からの大雨 ○ 令和 6 年台風 10 号
- 令和 2 年 7 月豪雨 など